

岐阜県公報

号外(二) 令和六年四月一日

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二一の項中「及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下この項中「令」という。）」を削り、同項部長専決事項の欄中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第八号中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

8 法第二百四十三条の二第一項の規定による公金事務の委託

別表第三人事課の表五の項中「及び」を「、」に改め、「配偶者条例」という。「」の下に「及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年条例第二十四号。以下この項中「高齢者条例」という。）」を加え、同項部長専決事項の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 地公法第二十六条の三第一項の規定による部長等の高齢者部分休業の承認及び高

年齢条例第五条の規定による承認の取消し等
 別表第三人事課の表五の項課長専決事項の欄第一号中「及び」を「、」に改め、「配偶者条例」の下に「及び高齢者条例」を加え、同表十の項部長専決事項の欄第一号中「附則第十四項」を「第五十条」に改める。
 別表第三法務・情報公開課の表二の項を次のように改める。

二 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務（行政書士又は行政書士法人に係るものに限る。）	1 法の施行に関する事務
--	--------------

別表第三法務・情報公開課の表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 特定個人情報保護評価に関する規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務	1 規則第三条の規定による特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の特定個人情報保護委員会への提出
---	---

別表第三危機管理政策課の表一の項部長専決事項の欄第十二号中「収去命令」を「収去」に改める。

別表第三医療整備課の表五の項部長専決事項の欄第二号中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同欄中第三十八号を第四十号とし、第十九号から第三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の二号を加える。

19 法第三十条の十三第五項の規定による病床機能報告対象病院等の病床機能に関する情報の報告又は報告の内容の是正の命令

20 法第三十条の十八の二第二項の規定による外来機能報告対象病院等の外来機能に関する情報の報告又は報告の内容の是正の命令
 別表第三国民健康保険課の表一の項部長専決事項の欄第十号中「第六項」を「第七項」に改め、同欄第十五号中「算定政令附則第三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。」を削る。
 別表第三医療福祉連携推進課の表中七の項を削り、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 医療法（以下この項中「法」という。）の施行事務	1 法第百十一条の規定による病院又は診療所の開設者に対する改善命令 2 法第百十三条第一項の規定による特定地域医療提供機関の指定 3 法第百十五条第一項（法第百十八条第二項、第百九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。）に規定する指定の更新 4 法第百十六条第一項に規定する業務の変更の承認 5 法第百十七条第一項の規定による指定の取消し	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
---------------------------	--	-----------------------

		<p>6 法第百十八条 第一項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定</p> <p>7 法第百十九条 第一項の規定による技能向上集中研修機関の指定</p> <p>8 法第百二十条 第一項の規定による特定高度技能研修機関の指定</p> <p>9 法第百二十三条 第四項及び第五項の規定による特定労務管理対象機関の管理者に対する許可及び命令</p> <p>10 法第百二十六条 の規定による特定労務管理対象機関の開設者に対する改善命令</p>
--	--	--

別表第三保健医療課の表三の項部長専決事項の欄第三号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改め、同欄第四号中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改め、同欄第五号中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同欄第六号を次のように改める。

6 法第三十八条の七第一項、第二項及び第四項の規定による命令（第一項の規定による命令にあつては、その改善の内容が重要なものに限る。）

別表第三保健医療課の表三の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

7 法第四十条の六第一項及び第三項の規定による命令（第一項の規定による命令に

あつては、法第四十条の三第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときに限る。）

別表第三感染症対策推進課の表二の項中「いう。」の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下この項中「省令」という。）を加え、同項部長専決事項の欄中第十九号を第二十九号とし、第十八号を第二十八号とし、同欄第十七号中「第十九号」を「第二十九号」に改め、同号を同欄第二十七号とし、同欄第十六号を同欄第二十六号とし、同欄第十五号中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の四第二項」に改め、同号を同欄第二十五号とし、同欄第十四号を同欄第二十四号とし、同欄第十三号中「第五十一条の二第三項」を「第五十一条の四第三項」に改め、同号を同欄第二十三号とし、同欄第十二号中「法第四十条の八において読み替えて準用する場合を含む。」を削り、同号を同欄第二十二号とし、同号の前に次の三号を加える。

19 法第四十条の四の二第二項（法第四十条の八において読み替えて準用する場合を含む。次号から第二十三号までにおいて同じ。）及び第五十一条の二第一項の規定による他の都道府県知事に対する応援の要請

20 法第四十条の四の二第二項及び第三項並びに第五十一条の二第二項及び第三項の規定による厚生労働大臣に対する応援調整の要請

21 法第四十条の四の二第四項及び第五項並びに第五十一条の二第四項及び第五項の規定による厚生労働大臣からの応援要請の受理

別表第三感染症対策推進課の表二の項部長専決事項の欄第十号中「第四十四条の三第八項」を「第四十四条の三第十一項」に改め、同号を同欄第十八号とし、同欄第十号中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十一項」に、「及び」を「、」に、「並びに」を「、」第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関及び」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄第九号中「第三十八条第八項」を「第三十八条第十項」に改め、同号を同欄第十六号とし、同欄第八号を同欄第十五号とし、同号の前に次の五号を加える。

10 法第三十六条の二第二項の規定による公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対する通知

11 法第三十六条の四第一項から第四項までの規定による指示、勧告又は公表

12 法第三十六条の七第一項から第三項までの規定による勧告、指示又は公表

13 法第三十六条の二十四第一項の規定による流行初期医療の確保に要する費用の返

「法」という。の施行事務

- 2 廃棄の届出の受付
法第三十五条第二項の規定による麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者からの麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄の届出の受付
- 3 法第四十七条の規定による麻薬小売業者からの届出の受付
- 4 法第四十八条の規定による麻薬管理者からの届出の受付
- 5 法第四十九条の規定による麻薬研究者からの届出の受付

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社